

令和 7 年度 小和田地区第 1 工区水道管布設・移設工事
特記仕様書

(適用)

第 1 条 この特記仕様書は、中川村が発注する「令和 7 年度 小和田地区第 1 工区水道管布設・移設工事」(以下、「本工事」という。)に適用する。この特記仕様書に記載のない事項については、下記に示す図書を適用するものとする。

土木工事共通仕様書 (令和 4 年 10 月 長野県建設部)

土木工事現場必携 (令和 4 年 10 月 長野県建設部)

長野県土木工事施工管理基準 (令和 5 年 4 月 長野県建設部)

施工条件明示書 (別紙)

2 各仕様書の記載内容については、「特記仕様書」「共通仕様書」の順によるものとする。

(工期)

第 2 条 契約工期は、遵守すること。(工期は、入札公告書を参照)

(工程・用地・通行制限)

第 3 条 本工事箇所は、近隣に事業所等があるため、関係者との事前協議や施工期間の工事工程の協議を十分に行うこと。また、隣接民地の構造物等への影響がないように配慮をすること。

2 工事施工に伴い、道路の通行制限を行う場合は、関係機関及び道路管理者と協議を行うこと。また、地元区へは、回覧板等により周知をすること。

3 本工事箇所に隣接する土地の所有者には、工事期間等について、十分に説明をすること。

4 本工事の施工に際して、近接土地の使用が必要となる場合は、発注者と協議をすること。

(工事)

第 4 条 本工事の施工区間について、一部国道 153 号を横断するヶ所があり、道路管理者と協議中のため、協議の結果により施工方法が変更になる可能性があるため承知しておくこと。

2 本工事で埋設予定の道路について、別途工事(9月発注予定)で本工事現場へ土砂を搬入することが予定されるため、土砂の搬入時期等について、別途工事の施工業者と十分に協議調整をすること。

(準備工)

第5条 本工事箇所(国道153号)を横断する際に交通誘導員が必要となる場合は、発注者と協議をすること。

(疑義)

第6条 前条までの事項のほか、工事施工において疑義を生じた場合は、発注者と協議することとする。

(週休2日制工事)

第7条 「週休2日相当」(受注者希望型)対象工事

- (1) 本工事は、受注者の希望により週休2日相当を確保した施工を実施できる試行の対象工事である。
- (2) 週休2日相当の取組についての協議は、準備期間内に監督職員と協議するものとする。
- (3) 週休2日相当の確保とは、下記の対象期間において休工対象日数以上の現場閉所を実施することである。現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場事務所が閉所された状態をいう。

①対象期間

工事開始日から工事完了日までとし、以下の期間は対象期間から除く事

- ・ 準備期間
- ・ 後片付け期間
- ・ 夏期休暇 (3日間)
- ・ 年末年始休暇 (6日間)
- ・ 工場製作のみの期間
- ・ 工事事務等による不稼働期間
- ・ 天災 (豪雨、出水、土石流、地震等) に対する突発的な対応期間
- ・ その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余儀なくされる期間

②休工対象日数

「土曜日・日曜日」、「祝祭日」を問わず、対象期間の2/7以上(小数点以下切り上げ)の日数とする。なお、天候(降雨・積雪等)により休工した日は、休工対象日数に含むものとする。

- (4) 受注者は、準備期間内に週休2日相当の取得計画を記載した工程表を監督職員に提出するものとする。なお、週休2日の取得計画を記載した工程表は、変更施工計画書として提出することができる。

- (5) 受注者は、原則、毎月、週休 2 日相当の実施状況を提出するものとする。また、随時、施工途中に監督職員から、週休 2 日相当の実施状況の確認を求められた場合は、速やかに提出しなければならない。
- (6) 受注者の責によらず、やむを得ずに、週休 2 日相当を実施できない事由が発生した場合は、監督職員と協議を行うものとする。
- (7) 週休 2 日の取得に要する費用の計上については、当初予定価格から 4 週 8 休以上の達成した場合の補正係数を各経費に乗じており、市場単価に関する補正についても 4 週 8 休以上の補正を乗じている。なお、現場閉所の達成状況を確認後、4 週 8 休に満たない場合は、その達成状況に応じて、各経費の補正係数を変更し、契約書第 25 条の規定に基づき請負代金額を変更する。また、準備期間内に完全週休 2 日に取組むことについて協議が整わなかったもの（受注者が完全週休 2 日の取組を希望しないものを含む）については、補正分を減額変更する。現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所で事務作業を含めて 1 日を通して現場事務所が閉所された状態をいう。

※補正係数

	4 週 6 休以上 4 週 7 休未満	4 週 7 休以上 4 週 8 休未満	4 週 8 休以上
労務費	1. 01	1. 03	1. 05
機械経費（賃料）	1. 01	1. 03	1. 04
共通仮設費率	1. 02	1. 03	1. 04
現場管理費率	1. 03	1. 04	1. 06

①対象期間

工事開始日～最終精算変更時の現場説明日までとする。ただし、以下の期間は対象期間から除くこと。

- ・ 準備期間
- ・ 後片付け期間
- ・ 夏期休暇（3 日間）
- ・ 年末年始休暇（6 日間）
- ・ 工場製作のみの期間
- ・ 工事事務等による不稼働期間

- ・天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間
- ・その他、受注者の責によらず休工・現場作業を余技なくされる期間

②現場閉所日数

「土曜日・日曜日」・「祝祭日」を問わず、現場を閉所した日数とする。
 なお、天候（降雨・積雪等）により休工した日は、現場閉所日数としてカウントする。

- (8) 受注者は、発注者が実施する週休2日に係るアンケート調査やヒアリング調査に協力しなければならない。
- (9) 工事成績の評価については、対象期間の全日数に対する休工日数の割合が、2／7を超えた場合に評価を行うものとする。なお、対象期間、休工対象日数については、上記(3)によるものとする。
- (10) 本工事における週休2日の取得に要する費用の計上については、現場閉所の達成状況の確認により、下記の補正係数により請負代金額を変更するものである。

達成状況	補正係数			
	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
4週8休以上	1.05	1.04	1.04	1.06
4週7休以上 4週8休未満	1.03	1.03	1.03	1.04
4週6休以上 4週7休未満	1.01	1.01	1.02	1.03
4週6休未満	補正無し			
取組希望無	補正無			

施工条件明示事項（発生土・特定建設資材・産業廃棄物関係）

- (1) 本工事の施工において生じる発生土・特定建設資材及び産業廃棄物の処分については、下記の処分先を想定して処分費、運搬費を計上している。
- (2) 建物解体工事にて発生する産業廃棄物の運搬費及び処分費については、下記表に計上していない。

1 建設発生土

残土処理	指定：地区名	
------	--------	--

条件 1 指定の場合地区名及び運搬距離を明示する。

条件 2 距離指定の場合、運搬距離のみ記入し、設計変更の対象とする。

2 特定建設資材（リサイクル法）

種 別	処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等	
アスファルト塊	再利用	プラント名	南信クリーンアセス(株) 運搬距離 1.5km 以下
		数量	52 m ³ 41 m ³
		直接工事費	処分費 130,000 円 運搬費 119,023 円
セメント・ コンクリート塊	再利用	プラント名	南信クリーンアセス(株) 運搬距離 1.5km 以下
		(1)無筋 Co	
		数量	9 m ³ 7 m ³
		直接工事費	処分費 31,500 円 運搬費 20,321 円
		(2)鉄筋 Co	
		数量	13 m ³ 9.3 m ³
		直接工事費	処分費 58,500 円 運搬費 28,448 円
		(3)二次製品	
		数量	m ³ m ³
		直接工事費	処分費 円 運搬費 円
建設資材木材		プラント名	運搬距離 km
		数量	t m ³
		直接工事費	処分費 円 運搬費 円

備考1 設計数量の処分費・運搬費を明示する。

備考2 建設工事請負契約書において、処分費・運搬費が上記明示金額より低額の場合は、設計変更の対象とする。

3 産業廃棄物（建設廃棄物処理指針）

種 別	処分条件	処分先・運搬距離・数量・金額等	
木くず (抜根材)	再利用	プラント名	運搬距離 km
		数量	t m ³
		直接工事費	処分費 円 運搬費 円
木くず (枝)	再利用	プラント名	運搬距離 km
		数量	t m ³
		直接工事費	処分費 円 運搬費 円
その他 (金属くず他)		プラント名	運搬距離 km
		数量	t m ³
		直接工事費	処分費 円 運搬費 円

備考1 設計数量の処分費・運搬費を明示する。